

特 記 仕 様 書

【 仕切弁修繕工事 (R8) 】

1. 一般事項

- (1) 本工事に際しては、千葉県土木工事共通仕様書並びに白井市水道事業給水条例、同施行規定及び水道工事標準仕様書による。
また、施工管理に際しては、千葉県土木工事施工管理基準による。
- (2) 本工事に際して通常必要な施工上の対応については、仕様書及び図面に記載がなくとも受注者の負担において処理すること。
- (3) 本工事の内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し監督職員の指示を受けること。
- (4) 設計変更等については、契約書及び千葉県土木共通仕様書に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン」によることとする。
- (5) 本工事と既設部分との舗装継目は、段差等無いよう仕上げること。
- (6) 本工事の着手に当り、地盤高等の確認のため現況測量を行い、設計図と差異がある場合は監督職員に報告すること。

2. 配管技能者

- (1) 建設工事請負契約書第 11 条に定める主任技術者等として、配管技能者（配管作業に従事する技能者で、豊富な知識と経験を有した熟練工）を工事現場に常駐させ、配管作業に従事させること。
なお、配管技能者は“配管工承認願”により事前に監督員の承認を受けること。

3. 環境対策

- (1) 白井市が環境保全活動に取り組んでいることを十分に理解し、温室効果ガスの排出抑制、廃棄物の適正処理、再生材の使用、周辺環境の保全等について本工事に従事する全従業員に周知すると共に実施すること。
また、達成するために施工計画書“環境対策”内に、独立した項目として「環境に配慮した工事実施計画」について記載するものとする。
工事施工に当たっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

4. 工事現場管理

- (1) 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか工事区間の起終点に工事名、工事期間等を示す表示板を設置すること。
ただし、短期間に完了する軽易な工事については、この限りではない。
なお、工事期間については、交通上支障を与える実際の期間を記入するものとする。

また、祝祭日及び休日等で工事を休工している場合は、通行上支障がある看板は全て撤去すること。

- (2) 受注者は、不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。

5. 埋設標識シートの敷設

- (1) 水道施設保安の為、埋設標識シートを道路下（歩道及び私道を含む）に埋設する本管の管上に敷設すること。（路床面より 10cm 下）

6. 埋戻し・試掘

- (1) 本工事着手前には、他埋設管等の位置を確認するうえで、関係者の立会いを求めながら適宜試掘を行うこと。
- (2) 設計図面の土工図により、埋戻しを行うこと。

7. 建設副産物対策

(1) 共通事項

- ア. 「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を入力システムにより作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、上記各計画書及び各実施書の作成に当たっては、「建設副産物情報交換システム（COBRIS+）」を用いて登録・作成しなければならない。

◎ 作成対象工事

- ア. 請負金額 100 万円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。

- イ. 建設副産物の処理に先立ち、建設副産物処分承認申請書を作成し、監督員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。

建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提出するとともに、同契約書の写しを提出すること。

- ウ. 建設副産物の処理完了後、速やかに別紙の「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出する

とともに、実際に要した処理費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提出し確認を受けること。

- エ. 建設副産物の処理にあたって、産業廃棄物管理表制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のD表及びE表の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷し提出すること。

(2) 舗装版切断時に発生する排水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理するものし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

8. 建設リサイクル法

(1) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

契約金額 500 万円以上の工事については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年度法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられることから、次の事項について留意すること。

- ア. 建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

- イ. 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条第 1 項に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム（COBRIS+）」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

(2) 事前説明（契約前）に関する事項

- ア. 建設リサイクル法第 12 条の対象となる建設工事の受注者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し事前説明を行うこととする。
- イ. 書面は施工計画書に添付するものとする。

9. 過積載による違法運行防止

- (1) 本工事の施工に際しては、道路交通法に基づき工事現場における過積載による違法運行防の一層の徹底を図るために必要な対策を講じ、もって適正かつ円滑な工事の実施に資すること。

(2) 遵守事項

受注者は、工事の施工にあたっては次の事項を遵守すること。

- ア. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - イ. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - ウ. 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受けるなど過積載を助長することのないようにすること。
 - エ. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着、又は不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - オ. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - カ. 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
 - キ. 建設機械に係る燃料については、適正なものを使用し、不法な燃料（重油に灯油を混入した燃料等）は絶対に使用してはならない。
- 以上のことを下請業者にも十分指導すること。

(3) 施工計画

受注者は、工事の施工計画にあたって過積載による違法運行防止対策に係る遵守事項等を考慮し施工計画書に関係事項を記載すること。

10. 提出書類

- (1) 配管完成図については検査終了後、以下のとおり提出すること。

① 原図	A 3	1 部
② CD-R (PDF)		1 枚
③ 製本 観音開き	A 3	1 部 (表紙サイズ A 4)

令和 8 年 度

完 成 図

工事番号 水工 8 第〇〇号

工 事 名 仕切弁修繕工事 (R 8)

工事場所 白井市西白井地先外 市道 00-021 号線外

発注者 白井市役所 都市建設部 上下水道課

受注者 〇〇〇〇〇〇〇〇

条件明示

項 目	事 項
工 程 関 係	・ 本工事の作業時間は、昼間 9:00～17:00 及び<u>夜間 21:00～5:00</u> とするが、施工時間については警察署の指示に従い、道路掘削から道路仮復旧までを 1 日の工程とし、作業時間外の交通については開放するものとする。 ・ 工期は、契約日の翌日から令和 9 年 1 月 22 日までとする。なお休日等には、日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。 ・ 工期内に、監督員による検査を受けること。
用 地 関 係	・ 工事の施工により、境界杭及び他占有者の鉋等に影響を与える恐れのある場合は、事前に境界測量及び写真管理等を実施し、施工後、確実に原型復旧すること。 ・ 工事用仮設道路・資機材置き場用に必要な借地、及びこれに伴う諸手続きについては、受注者側で対応すること。特に「農地の一時転用」については、事前に市の農業委員会等と調整し許可を得ること。 ・ 借地等の復旧については、原形復旧を原則とし、所有者、管理者等と立会いの上、借地期間内に返還まで完了すること。 ・ 借地等の復旧箇所については、着手前の状況を写真や測量成果等で記録するとともに、境界杭や構造物の移動については印照点等を設けるなど適切な管理を行い、必要に応じて所有者の立会いを実施し了解を得たうえで着工しなければならない。
公 害 対 策 関 係	・ 建設機械・設備は騒音防止及び排出ガス対策型機械使用を原則とする。 ・ 現場発生残土等各種資材を搬出する際は、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道へ出ること。なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、受注者の責任において処理すること。 ・ 本工事は、白井市公害防止条例に該当するので、白井市公害防止条例第 26 条に基づき「特定建設作業の実施の届出」を提出すること。
安 全 対 策 関 係	・ 交通規制を伴う場合は、交通誘導員及び保安施設を適切に配置し、一般交通に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。 ・ 工事施工箇所及びその周辺において、周囲住民（特に学童・幼児）の立ち入りによる事故の無いよう、作業時の機械等の安全管理及び危険な場所への立ち入り禁止等の立て札、柵等を設置すること。 ・ 工事施工箇所、工事関係者以外の車両及び人が通行する場合などにあたって通行に注意を要する時は、当該箇所にバリケード及び照明灯等を監督員と協議のうえ設置すること。 ・ 工事期間中に配置する交通誘導員は、<u>昼間 6 人、夜間 3 人</u>を計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更になった場合、近接工事などで交通量が著しく増減した場合、道路管理者から

	の要請により現場条件に著しい変更が生じた場合は監督職員と協議するものとするが、上記内容以外設計変更の対象としない。												
品質管理関係	- 千葉県土木工事施工管理基準に記載されている小規模工事の試験基準についての主な工種の取り扱いを下記のとおりとする。 - 埋戻し後には、40m 毎に「千葉県埋戻しの施工方法及び施工管理基準」に基づき貫入試験を実施し、試験結果を書面にて監督員へ報告すること。 ※現場密度の測定 <table><tr><td>工種</td><td>試験基準</td></tr><tr><td>下層路盤</td><td> ・ 100m につき 1 個。 ・ 異常が認められたとき。 </td></tr><tr><td>上層路盤</td><td> ・ 100m につき 1 個。 ・ 異常が認められたとき。 </td></tr></table>	工種	試験基準	下層路盤	・ 100m につき 1 個。 ・ 異常が認められたとき。	上層路盤	・ 100m につき 1 個。 ・ 異常が認められたとき。						
工種	試験基準												
下層路盤	・ 100m につき 1 個。 ・ 異常が認められたとき。												
上層路盤	・ 100m につき 1 個。 ・ 異常が認められたとき。												
出来形管理関係	舗装面積 500m2 以上を実施する維持修繕工事については、平坦性試験を実施するものとする。												
工事用道路関係	- 公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、所轄の警察署への届出及び道路管理者への使用申請を提出すること。 - 公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理、安全管理を十分に行い、事故・苦情がないようにすること。また、道路及び付属施設を破損した場合は、受注者の責任において速やかに原型復旧すること。												
仮設備関係	- 仮設工は、撤去を原則とする。 - 掘削の深さが 1.5m を超える場合には、原則として、仮設土留工を施すものとする。 - 構造は受注者の責任において施工するものとする。												
建設副産物関係	本工事の施工において発生する建設残土及び建設廃棄物の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。 なお、請負者の都合による処分先の変更については原則として設計変更しない。 工事① <table><tr><td>種 別</td><td>数 量</td><td>地区・場所</td><td>運搬距離</td></tr><tr><td>路盤廃材</td><td>0.6 m³</td><td>柏市風見 1-5-1 東京石油興業(株)</td><td>4.9km</td></tr><tr><td>土質改良</td><td>5.0 m³</td><td>鎌ヶ谷市初富 808 三信建設(株)</td><td>2.5km</td></tr></table>	種 別	数 量	地区・場所	運搬距離	路盤廃材	0.6 m ³	柏市風見 1-5-1 東京石油興業(株)	4.9km	土質改良	5.0 m ³	鎌ヶ谷市初富 808 三信建設(株)	2.5km
種 別	数 量	地区・場所	運搬距離										
路盤廃材	0.6 m ³	柏市風見 1-5-1 東京石油興業(株)	4.9km										
土質改良	5.0 m ³	鎌ヶ谷市初富 808 三信建設(株)	2.5km										

	工事②			
	種 別	数 量	地区・場所	運搬距離
	As 廃材	1.8 m ³	白井市平塚 2694-1 東亜道路工業(株)	8.7km
	路盤廃材	1.6 m ³	柏市風見 1-5-1 東京石油興業(株)	8.6km
	土質改良	9.6 m ³	鎌ヶ谷市初富 808 三信建設(株)	1.9km
工 事 支 障 物 件 等	汚泥と廃アルカリ の混合物 *工事①～⑤	48kg	八千代市吉橋 1075-9 千葉丸辰道路(株)	9.7km
	・ 本工事区間内の近接支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業と連絡を十分に行うこと。			
そ の 他	支障物件	管理者	位 置	工事方法
				移設時期
そ の 他	【工事① 西白井地先】 ・ 請負者は、仕切弁の弁体交換は製造メーカーの立会のもと行うこと。 ・ 弁体交換後の撤去部材は製造メーカーに引き渡し、報告書を作成すること。 ・ 仕切弁修繕の掘削作業は夜間に行い、弁体交換、復旧まで一連で行うこと。 ・ 本工事施工に伴い、上下水道課職員により配水管洗浄作業を行うため、宅地内止水栓操作等に人員の協力をする。 ・ 設計書中の製造メーカーの立会に関する単価を以下に示す。 材料費 NS ソトシル仕切弁(SE-40)弁箱以外 1 基あたり 387,500 円 (2 基計上) 技術員派遣費 作業費含む 夜間 1 人あたり 114,660 円 (2 人計上) 宿泊交通費 技術員 1 日 2 人分 60,000 円 (1 式計上) 技術管理費 報告書作成含む 94,500 円 (1 式計上)			
	【工事② 富土地先】 ・ 止水工について、用いる工法が設計と異なることにより発生する設計施工量との差異については、設計変更の対象としない。ただし、事前調査及び施工中に現場条件が明らかとなり、本工事の目的上設計から変更して施工を行うことが望ましいものとみられる場合、受注者及び発注者双方協議の上、設計変更を行うこととする。 ・ 設計書中の止水工に関する単価を以下に示す。 DCV 工法材料費 φ75 VP 1 箇所あたり 151,000 円 (1 箇所計上) 凍結工法材料費 φ75 DIP 1 箇所あたり 96,000 円 (1 箇所計上) 止水工 (DCV) φ75 VP 1 箇所あたり 71,000 円 (1 箇所計上) 止水工 (凍結) φ75 DIP 1 箇所あたり 31,000 円 (1 箇所計上)			